

令和5年

第10回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和5年10月31日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和5年 第10回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和5年第10回阿賀野市農業委員会総会は、令和5年10月31日(火) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1 番 本 田 充	2 番 中 村 孝 幸	3 番 齋 藤 正 人
4 番 曾 我 憲 司	5 番 渡 辺 隆	6 番 上 松 千 恵
7 番 本 間 多佳子	8 番 皆 川 光 浩	9 番 阿 部 萬紀夫
11 番 菅 井 茂	12 番 渡 邊 悟	13 番 笠 原 尚 美
15 番 見尾田 正 行		

○推進委員

1 番 渡 邊 聡	2 番 辻 繁 雄	3 番 圓 山 徳 明
4 番 塩 田 亨	5 番 那須野 一 吉	6 番 五十嵐 和 則
7 番 小 林 隆 司	8 番 伊 藤 剛 栄	9 番 齋 藤 広 範
10 番 長谷川 政 男	11 番 松 崎 学	

3 欠席委員

○農業委員 10 番 齋 藤 瑞 穂、14 番 小 林 章 男

○推進委員 な し

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	五十嵐 明彦
次長	大瀧 秀樹
係長	齋藤 恵
係長	野崎 耕一

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第4号 換地計画同意願いについて
日程第7	議案第5号 阿賀野市農業振興地域整備計画の変更（見直し）に係る意見書の交付について
日程第8	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- 日程第 9 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の事業完了届について
 日程第 10 報告第 3 号 農地転用事実確認証明書の交付について
 日程第 11 報告第 4 号 農地法の適正を受けない事実確認証明書の交付について
 日程第 12 報告第 5 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積等促進計画の決定について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長 (見尾田)	定刻となりましたので、ただ今より令和 5 年 10 月定例総会を開会いたします。 只今の出席委員は 13 名です。定足数に達しております。 本日の欠席委員は、10 番 齋藤瑞穂委員、14 番 小林章男委員 推進委員の欠席は、ありません。 それでは、日程第 1 議事録署名委員を指名いたします。 4 番 曾我委員、8 番 皆川委員、9 番 阿部委員を指名したいと思います すが、これにご異議ありませんか。
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	異議なしと認め、議事録署名委員を 4 番 曾我委員、8 番 皆川委員、 9 番 阿部委員にすることに決定しました。 続きまして、日程第 2 会期の決定について、お諮りします。 会期については、本日 1 日限りにしたいと思います、これにご異議あり ませんか。
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	異議なしと認め、会期を本日 1 日限りにすることに決定しました。 本日の書記は、五十嵐局長、大瀧次長、齋藤係長、野崎係長であります。 それでは、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可 申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いします。
事務局 (野崎)	議案書の 1 ページをご覧ください。 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたし ます。 今月の申請件数は、所有権移転が 2 件 2 筆、面積が 922 m²です。 受付番号 15 番、下里字儘ノ上 (まものうえ)、地目、台帳は田・現況は畑、 地積 721 m²です。 譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「労力不足」です。契約の内容は、贈 与です。農地法の改正により、令和 5 年 4 月 1 日から下限面積が撤廃された ことにより申請が可能となった案件であり、譲受人は農地法第 3 条 2 項の要 件を満たし畑として利用する旨、確認済みです。 続きまして受付番号 16 番、外山王 (そとさんのう)、地目、台帳・現況と も田、地積 201 m²です。譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。 契約の内容は、総額 100,000 円の売買です。以上ですが、 本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内 容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

	最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。 また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。 また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。 以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
委員	(「なし」の声)
議長 (見尾田)	質疑なしと認めます。お諮りします。 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
	続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項による許可申請についてを、議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長をお願いします。
事務局 (野崎)	議案書3ページをご覧ください。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。受付番号 22 番、所有権移転による永久転用です。譲受人・譲渡人は記載のとおりです。土地の所在が小浮字保田道下(やすだみちした)、地目 台帳・現況がともに田、地積 66 m²、これを含めまして合計 3 筆で 572 m²です。転用目的は資材置場、資金計画は記載のとおりです。 工事期間が令和5年11月1日から令和6年3月31日まで。 農地区分につきましては、集落の住宅が連たんしている区域で、第3種農地と判断いたしました。許可基準は、許可可能であります。 転用事由は、現住使用している資材置場が手狭になったため、会社から水路を挟んで目の前の当該地に新たな資材置場を建設するものです。 場所につきましては、4・5 ページの位置図・案内図をご覧ください。 安田地区 国道 49 号片町信号機から西側方向へ 800mほどの場所に位置しています。6 ページには、更正図に申請地を濃く塗りつぶして表示しております。7 ページには土地利用計画図 兼 排水計画図を掲載しています。雨水は申請地中央の碎石を敷き詰めた場所に流れ、自然沈降させる計画です。

続きまして、8 ページになります。受付番号 23 番、所有権移転による永久転用です。譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が渡場字赤坂（あかさか）、地目 台帳・現況がともに畑、地積 578 m²です。転用目的は駐車場の拡張で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が許可日から令和 6 年 1 月 31 日までです。

農地区分につきましては、住宅や企業が連たんしている区域内にあり、第 3 種農地と判断いたしました。許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、工場の社員増加により、駐車場の拡張が必要となったため、隣接する申請地を転用申請するものです。場所につきましては、9・10 ページの位置図・案内図をご覧ください。安田地区 国道 49 号を南下、磐越自動車道をくぐり、400m ほど進んだ場所にある工場に隣接している場所です。

11 ページには、更正図に申請地を濃く塗りつぶして表示しております。

12 ページには土地利用計画図 兼 排水計画図を掲載しています。

駐車場部分は碎石敷で、雨水は自然浸透です。南側は斜面になっており、緑地帯になります。万一、雨水が処理しきれない場合は、斜面を流れ工場内の排水溝に流れる計画です。

続きまして、13 ページになります。受付番号 24 番、所有権移転による永久転用です。譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が下山屋字大坪（おおつぼ）、地目 台帳・現況がともに畑、地積 445 m²です。転用目的は住宅建築で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和 5 年 11 月 30 日から令和 6 年 3 月 30 日までです。

農地区分につきましては、集落の住宅が連たんしている区域で、第 3 種農地と判断いたしました。許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、現在、アパート住まいですが、結婚したので妻の実家近くに土地を購入して住宅を建てるものです。場所につきましては、14・15 ページの位置図・案内図をご覧ください。笹神地区 下山屋集落の北端に位置しています。

16 ページには、更正図に申請地を濃く塗りつぶして表示しております。

17 ページには平面図・土地利用計画図・排水計画図を兼ねて掲載しています。南側はコンクリートブロック塀、雨水は東側の道路側溝へ自然勾配で排水する計画になっています。

続きまして、18 ページになります。受付番号 25 番、賃借権設定による永久転用です。借り人・貸し人は記載のとおりです。土地の所在が百津字境塚（さかいづか）、地目 台帳・現況がともに田、地積 1,024 m²、これを含めまして合計 22 筆で 18,972 m²のうち 18,101 m²です。転用目的は物品販売用店舗及び物品販売業用以外の店舗及び駐車場 311 台で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和 6 年 2 月 10 日から令和 7 年 4 月 30 日までです。農地区分につきましては、上水道・下水道の埋設されている道路の沿線区域であり、かつ、おおよそ 500m 以内に医療施設 整形外科・歯科等があるため、第 3 種農地と判断いたしました。許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、住宅地周辺である申請地にスーパーマーケットほか商業施設を新築し駐車場も設ける計画です。場所につきましては、21・22 ページの位置図・案内図をご覧ください。水原地区 JR 羽越線水原駅から南西方向に 800m ほど進んだ場所位置しています。

23 ページには、更正図に申請地を太線で囲って表示しております。

24 ページには土地利用計画図、25 ページには排水計画図を掲載しています。

計画地内には緑地帯も設置、排水においては、地下に調整池を設け南西側の新設される道路の側溝へ流れる計画です。なお、申請面積についてであります、面積の合計が 81,101 m²と計画の方での所要面積 18,127 m²との違いであります、

農地を宅地に計算する小数点の端数を積み重なって出てきたものであります。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長 (見尾田) ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地調査報告をお願いいたします。
22番案件について、7番 本間委員より、現地確認報告をお願いします。

委員 (本間) 7番本間です。先ほどの事務局の説明通りでありまして、なんら問題ないかと見てまいりました。なおも、皆様の慎重なる審議をお願いします。
以上です。

議長 (見尾田) ありがとうございました。
続きまして、23番、24番案件について、2番 中村委員より、現地確認報告をお願いします。

委員 (中村) 2番 中村です。(24番案件) 今ほど事務局からの説明があったとおりです。排水計画等、特段問題ありませんでした。皆様の慎重なる審議をよろしくをお願いします。
続きまして、受付番号23番です。駐車場の拡張ということで、これも事務局の説明のあったとおりです。敷地内に通路を設けるということで、特段問題ないと見てまいりました。雨水の方に関しても工場敷地内に囲まれているので、問題ないかと見てまいりました。以上でございます。

議長 (見尾田) ありがとうございました。
続きまして、25番案件について、9番 阿部委員より、現地確認報告をお願いします。

委員 (阿部) 9番 阿部です。先ほど事務局が説明したとおりなんですけれども、23ページを開いてもらいますと借りる土地の標記が出ておりますが、右側の方に黒塗りに3枚隣接する農地があります。あとは、道路に囲まれていまして、左側の道路脇のところにあるのは、阿賀野市の所有の土地でありますし、先ほどいいました右側の方に戻りますと隣接農地との話し合いは、既に出来ておりますし、L型を伏せて、土の流出を防ぐとのことでしたし、隣接する話し合いも出来ているので、問題無いと見てまいりました。以上です。

議長 (見尾田) ありがとうございました。
現地確認報告が終わりました。これから審議に入ります。
議案第2号 農地法第5条第1項による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (見尾田) 質疑なしと認めます。お諮りします。
議案第2号 農地法第5条第1項による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認めます。
したがって、議案第2号 農地法第5条第1項による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代いたします。

議長
(見尾田)

続きまして、日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
齋藤係長、お願いします。

事務局
(齋藤)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

今月の受付状況は、賃貸借権設定 21件 123筆 127,839.00㎡
農地中間管理権設定 6件 62筆 48,034.00㎡ はじめに賃貸借権設定の案件です。27ページをご覧ください。

更新案件については、説明を省略させていただきます。

譲渡人、譲受人の読み上げを省略し、左より 受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。それでは、

27ページ

4番 六野瀬字宮ノ前 外4筆 6,077㎡ 10a当り 15,500円

28ページ 5番 上黒瀬字腰前 外2筆 6,069㎡ 10a当り 26,000円

6番 上黒瀬字腰前 外2筆 2,709㎡ 10a当り 20,000円 26,000円

36ページ

14番 下黒瀬字前川原 外9筆 7,811㎡ 10a当り 22,000円

37ページ

16番 沢口字家ノ前 外5筆 2,389㎡ 10a当り コシヒカリ 60kg

38ページ

17番 笹岡字砂押 2,021㎡ 10a当り 23,000円

39ページ

21番 六野瀬字南郷 外9筆 6,411㎡ 10a当り 13,000円

続きまして、農地中間管理権設定です。41ページをご覧ください。
公社借入及び公社貸付の案件ですが、市が令和5年11月10日に公告をおこなうことから期間については、令和5年11月11日から令和15年11月10日までとなっております。それでは、公社借入の案件です。41ページ1番から3番まで 3件 七島字土居上 外30筆 24,017㎡

続きまして、公社貸付の案件です。44ページ53番から47ページ55番まで 3件 七島字土居上 外30筆 24,017㎡です。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である 農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。農作業に、常時従事すると認められること。利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である 地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしていると考えます。
また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による 農用地利用

	集積計画の決定について説明を終わります。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
委員	(「なし」の声)
議長 (見尾田)	質疑なしと認めます。 お諮りします。議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	異議なしと認めます。 したがって、議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。 ここで、説明員を交代いたします。 続きまして、日程第 6 議案第 4 号 換地計画同意願いについて、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いします。
事務局 (野崎)	議案書 49 ページをご覧ください。 議案第 4 号 換地計画同意願いについて、説明いたします。 受付番号 162 番 事業名 上江端前地区土地改良事業共同施行、施行代表者は記載のとおりです。換地状況は筆数で 295 筆から 120 筆、面積で 281,982.00 m²から 276,312.00 m²、評価額で 183,288,300 円から 207,234,000 円となります。関係者数が 122 名、工事完了予定の時期は令和 5 年 12 月、換地処分の時期は令和 6 年 3 月の予定となっています。 場所につきましては、51 ページの案内図をご覧ください。 水原地区 上江端集落の北側を濃く塗りつぶして表示している場所になります。52 ページには換地前の現形図、53 ページに換地後の換地図を掲載しております。ご覧のとおり、一区画が広くなり、農道の幅も広がっております。 56 ページの地区総計表をご覧ください。農地部分だけを従前と換地後で比較してみると、田が 291 筆で 280,613.00 m²から 114 筆で 273,596.00 m²、畑が 4 筆で 1,369.00 m²から 6 筆で 2,716.00 m²となります。 57・58 ページには当該計画の関係者を掲載しております。 以上で議案第 4 号 換地計画同意願いについて説明を終わります。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。 この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地調査報告をお願いいたします。 162 番案件について、9 番 阿部委員より、現地確認報告をお願いします。

委員 (阿部)	9 番 阿部です。 今事務局が説明したとおりであります。非常に換地なんですけども非常に綺麗になってまして、まったく問題ないと思って見てまいりました。以上です。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 現地確認報告が終わりました。これから審議に入ります。 議案第 4 号 換地計画同意願いについて、ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
委員	(「な し」の声)
議長 (見尾田)	質疑なしと認めます。お諮りします。 議案第 4 号 換地計画同意願いについて、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第 4 号 換地計画同意願いについて、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。 ここで、説明員を交代いたします。 続きまして、日程第 7 議案第 5 号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(見直し)に係る意見書の交付について、を議題といたします。 担当課の説明をお願いします。 農林課 古田島農林企画係長、お願いいたします。
農林課 (古田島)	議案書 59 ページをご覧ください。 議案第 5 号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会として計画変更 1 件について、意見を求めるものです。事業計画者は、地域の受け手となっていることから経営面積が増えており、既存の乾燥調製施設では、能力不足となり作業効率が悪化している状況です。 つきましては、新たな乾燥調製施設等を建設するために必要な面積 2,329 ㎡について、農地を農業用施設用地に用途変更するものです。 事業計画ないようについて、説明いたします。67 ページをご覧ください。今回の計画は、乾燥調製施設をはじめ農業用機械車庫、事務所などを建設する計画となっております。 次に、計画地の選定理由について説明いたします。65 ページをご覧ください。農振農用地区域外の選定をしましたが、集落に与える粉塵、騒音、集出荷時の道路状況を考慮し、やも得ず農用地区域内の計画地を選定したものです。 以上により新たな乾燥調製施設を建設するため、農地を農業用施設用地に用途変更いたします。 以上で、議案第 5 号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について 説明を終わります。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 担当課の説明が終わりました。

	この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地調査報告をお願いいたします。 145番案件について、7番 本間委員より、現地確認報告をお願いいたします。
委員 (本間)	7番 本間です。 今ほど古田島係長の方から説明のあったとおりであります。67ページをご覧ください。土地利用計画図のところですが、上部の前面道路向かいに住宅が建っております。そしてまた、下段の水路の反対側にも住宅が建っております。そのへんちょっと心配しておりますが、皆さんとの話し合いも出来ているとのお話がありましたので、なおもそのへん注意していただきたいなと思いがりました。 以上です。皆さんの慎重なる審議をよろしくお願いいたします。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 現地確認報告が終わりました。これから審議に入ります。 議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（見直し）に係る意見書の交付について、ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
議長 (見尾田)	阿部委員
委員 (阿部)	67ページの下場に水路あるんですけども、たぶん右側の方は、田んぼと畑だと思うんですけど、隣との整合性を教えてもらいたい。
農林課 (古田島)	今ほどのご質問にお答えいたします。 土地の整合性は、土地の隣の方と意見のすり合わせ同意は得ているかという理解でしょうか。
委員 (阿部)	一部嵩上げをするんでしょうけど、こぼれたりする対策は 土留めなどするんでしょうか。
農林課 (古田島)	計画者の方からその工事に迷惑をかけないように計画をしておりますと聞いております。
委員 (阿部)	解りました。
議長 (見尾田)	土地所有者の同意は得ているでしょうか。
農林課 (古田島)	同意を得ています。
議長 (見尾田)	阿部委員よろしいでしょうか。
委員 (阿部)	はい。いいです。

議長 (見尾田) 委員	他にご質疑ございませんか。 (「なし」の声)
議長 (見尾田)	質疑なしと認めます。 お諮りします。議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(見直し)に係る意見書の交付について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第5号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(見直し)に係る意見書の交付について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。 ここで、説明員を交代いたします。 続きまして、日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 野崎係長、お願いいたします。
事務局 (野崎)	議案書の71ページをご覧ください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。 今月は、40件あります。契約内容別では、農地法第3条の使用貸借権設定の解約が3件、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が27件、中間の賃借権設定の解約が10件です。 解約事由の主なものでは、転用のための解約が71ページの57番、74ページの53番、54番、55番、56番、58番、75ページの59番、60番、61番、83ページの64番、65番、84ページの66番、67番、68番、69番、70番、85ページの71番、72番、73番です。 続きまして借り手の変更のための解約が71ページの63番、73ページの80番、75ページの62番、78ページの79番、81番、79ページの82番、85番、80ページの86番、82ページの91番です。 続きまして借り人死亡のための解約が76ページの74番、75番、77ページの76番、77番、78ページの78番です。 続きまして地域集積事業のための解約が80ページの87番、81ページの88番、89番、82ページの90番です。 そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。 以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。
議長 (見尾田)	ありがとうございました。 事務局の説明が終わりました。 報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。
委員	(「なし」の声)

議長
(見尾田)

ご承知おきをお願いします。

続きまして、日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いいたします。

事務局
(野崎)

議案書の87ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明します。

事業完了届は1件あります。受付番号32番、転用事業者は記載のとおりです。

土地の所在が保田字砂山(すなやま)、転用面積は4筆で3,366㎡、転用目的は砂利採取事業です。許可年月日及び許可番号が令和4年3月25日、阿農委第503045号です。完了年月日が令和5年9月24日です。

場所につきましては、88・89ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区 国道49号の阿賀野市役所安田支所入口交差点から砂山集落方向へ200m程に位置しております。90ページの更正図をご覧ください。申請地の線を強調し、中を濃く塗って表示しております。91ページには土地利用計画図を掲載しております。

当該地は10月25日に現地確認をしまいましたが、埋め立てられておりました。なお、既に砂利採取の完了届が出ている隣のほ場と一緒に水路や畦など設置して、来年春から作付けを行える予定となっております。

どの段階を持って完了とするかは各市町村農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなしてまいりました。

過去の実績から見て十分信用のある業者であり特に問題は無いと判断しました。

以上で報告第2号、農地法第5条第1項の事業完了届について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いします。

32番案件について、2番 中村委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委員
(中村)

2番 中村です。今ほど事務局の説明のあったとおりです。なんら問題無いと見てまいりました。皆様の慎重な審議よろしくをお願いします。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。

現地確認報告の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

ご承知おきをお願いします。

続きまして、日程第10 報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について

て、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いいたします。

事務局
(野崎)

議案書の 93 ページをご覧ください。
報告第 3 号 農地転用事実確認証明書の交付について説明をいたします。
受付番号 7 番、申請者は記載のとおりです。土地の所在が次郎丸字片田（かただ）、地目 台帳・現況がともに畑、地積 804 m²です。転用目的が露天駐車場及び農具置場です。許可年月日、許可番号が平成 24 年 9 月 18 日、阿農委第 524027 号です。申請地の確認状況は、令和 5 年 10 月 11 日に農業委員 3 名と事務局 1 名で確認してまいりました。目的完了から 10 年以上経過しておりますが、現地は転用目的のとおり、露天駐車場と農具置場となっております。
場所につきましては、94・95 ページの位置図・案内図をご覧ください。
笹神地区 次郎丸集落の県道 271 号に沿いに位置しております。
96 ページには更正図に申請地を枠線で囲って表示しております。
農業委員 3 名と協議のうえ、計画通り使用されていると確認しましたので、令和 5 年 10 月 16 日付で交付したことを報告いたします。
以上で報告第 3 号 農地転用事実確認証明書の交付について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」 の声)

議長
(見尾田)

ご承知おきをお願いします。

続きまして、日程第 11 報告第 4 号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いいたします。

事務局
(野崎)

議案書の 97 ページをご覧ください。
報告第 4 号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明をいたします。受付番号 8 番、申請者は記載のとおりです。
土地の所在が寺社字道下（みちした）、地目 台帳・現況がともに畑、地積が 140 m²、これを含めまして合計 2 筆で 1,019 m²です。新地目が宅地です。申請理由は、甲 2034 番 3 については、昭和 50 年ころより車庫・物置として使用されております。甲 2035 番については、昭和 29 年に住宅の増築がされており、農地法施行以前から住宅があり、宅地として利用されていきました。農地として回復するのは極めて困難な状況であり、農地台帳から除外をお願いするものです。
申請地の確認状況は、令和 5 年 10 月 11 日、農業委員 3 名及び事務局 1 名で現地を確認してきました。申請地は、住宅地の中にあり、昭和 27 年農地法施行以前及び昭和 50 年から宅地として扱われています。
農地区分は、住宅が連たんしている場所であることから、第 3 種農地と判断しました。
場所につきましては、98・99 ページの位置図・案内図をご覧ください。
水原地区の水原寺社になります。国道 49 号 安田バイパスの鴨深（かもふ

け) 信号機から西に 200mほどの場所になります。

100 ページの更正図に申請地 2 筆を太線で囲み表示しております。

101 ページは建物図面等を掲載しております。

農業委員 3 名の結果は、現地の状況からも、農地回復は困難であると判断いたしました。

従いまして、県の通達により事務局長専決による事務処理を行い、令和 5 年 10 月 16 日付で証明書を交付したことを報告いたします。

続きまして、102 ページになります。

受付番号 9 番、申請者は記載のとおりです。

土地の所在が女堂字水上(みなかみ)、地目 台帳・現況がともに畑、地積が 435 m²です。新地目が宅地です。申請理由は、住宅の裏に庭があり、その隣の土地で 28 年間耕作しておらず、猿による被害が起きる場所であり耕作出来ない状態です。木々も生えており、昔から庭の一部として一体的に利用しているため、農地として回復するのは極めて困難な状況であり、農地台帳から除外をお願いするものです。申請地の確認状況は、令和 5 年 10 月 11 日に農業委員 3 名と事務局 1 名で確認してきました。申請地は、集落の住宅地に隣接していますが、その奥は山になっており、鳥獣被害の出る状況がうかがえます。

農地区分は、住宅が連たんしている場所であることから、第 3 種農地と判断しました。場所につきましては、103・104 ページの位置図・案内図をご覧ください。笹神地区の女堂集落の中でも北東側に位置します。

105 ページの更正図に申請地を太線で囲って表示しております。

農業委員 3 名の結果は、現地の状況からも、農地回復は困難であると判断いたしました。

従いまして、県の通達により事務局長専決による事務処理を行い、令和 5 年 10 月 16 日付で証明書を交付したことを報告いたします。

以上で報告第 2 号、農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

ご承知おきを申し上げます。

ここで説明を交代いたします。

続きまして、日程第 12 報告第 5 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

齋藤係長、お願いいたします。

事務局
(齋藤)

報告第 5 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について報告いたします。

107 ページをご覧ください。移転 1 件 1 筆 762 m²となっております
107 ページ 500 番 移転後の開始は、令和 5 年 11 月 28 日、新潟県が公告をすることから、令和 5 年 11 月 29 日、終了及び賃貸借料は固定となっております。以上、報告を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」 の声)

議長
(見尾田)

ご承知おきをお願いします。

以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。
これで、総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

－ 14時28分終了 －

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年10月31日

議事録署名委員 4 番



議事録署名委員 8 番

印

議事録署名委員 9 番

印

議長
農業委員長

